

# 北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）申込書兼手数料口座振替依頼書

北洋銀行 \_\_\_\_\_ 支店 御中

年	月	日
---	---	---

北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）について別紙規定を承諾のうえ、以下のとおり申し込みます。

おところ	(TEL - - )
おなまえ	お申込み口座印

1. お申込み区分	新規	変更	解約	照会口座追加	照会口座削除	支払口座追加	支払口座削除
-----------	----	----	----	--------	--------	--------	--------

2. お申込み口座	預金種類	口座番号	※お申込み口座… 照会サービス口座兼 振込・振替サービス支払指定口座
1 普通			
2 当座			

3. 手数料決済口座	店番号	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
		1 普通				
		2 当座				

4. 照会サービス追加口座	店番号	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
		1 普通 2 当座 4 通知				
	店番号	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
		1 普通 2 当座 4 通知				

5. サービス種類 (要・否に) ○印を記入 ※複数可	照会サービス	振込・振替	振込都度方式	※照会サービス…残高照会・入出金明細・振込入金明細
	(要)	1 0 要 否	1 0 要 否	

6. サービス開始日	和暦年	月	日	(申込日の翌営業日以降の日を記入してください。)
------------	-----	---	---	--------------------------

7. 接続方法	VALUX接続
	電話回線接続

8. 接続ID (利用者端末番号)	接続ID (利用者端末番号)		
	市外局番	局番	番号

9. 承認暗証番号利用	0 無
	1 有

10. 利用限度額	1回あたり (登録方式・都度方式)		千円
-----------	-------------------	--	----

11. 振込・振替サービス 追加支払指定口座	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
	1 普通 2 当座 4 通知				
	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
	1 普通 2 当座 4 通知				

書式集 081580 (2023.07)

切り取り線

12. 暗証番号	① 暗証番号 照会用	② 暗証番号 振込・振替用	③ 暗証番号 振込都度確認用
----------	---------------	------------------	-------------------

※生年月日・電話番号・同一数字4桁はお避けください

手数料金額：基本手数料 月 額  円  
 (税 抜) 振込手数料(自 行) 3万円未満  円 3万円以上  円  
 振込手数料(本支店) 3万円未満  円 3万円以上  円  
 振込手数料(他 行) 3万円未満  円 3万円以上  円

銀行  
使用  
欄

後納番号(口座番号)

営業店

検 印	センター送付印	印鑑照合	受付印
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

DBセンター

検 印	登 録 印	受付印
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※センター登録日の翌営業日に登録内容が反映されます。

【FAX受領書届きしだい暗証番号欄は廃棄願います。】

# 北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）規定

平成 28 年 4 月 11 日改定

## 1.（「北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）〈振込・振替・照会〉」取引）

- 「北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）〈振込・振替〉『登録方式』（以下「振込・振替サービス『登録方式』」）といひます）は、契約者ご本人（以下、「依頼人」といひます）の占有管理する端末による依頼にもとづき、依頼日当日または、依頼を行なう日の翌営業日以降の当行所定の日までの間で依頼人が指定する日（以下、「振込指定日」といひます。）に、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といひます）より、ご指定金額を引落しうえ、あらかじめ依頼人が指定した当行本支店及び他行の預金口座（以下、「入金指定口座」といひます）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- 「北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）〈振込・振替〉『都度指定方式』（以下、「振込・振替サービス『都度指定方式』」）といひます）は、依頼人の占有管理する端末による依頼にもとづき、振込指定日に、依頼人が都度指定した当行本支店及び他行の預金口座（以下、「都度入金指定口座」といひます）へ入金する場合に利用できるものとします。
- 「北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）〈照会〉（以下、「照会サービス」といひます）は、依頼人の占有管理する端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された照会対象口座（以下、「照会口座」といひます）の取引内容・残高を照会するとき、ご利用いただけます。
- 占有管理する端末による依頼は、依頼人があらかじめ当行に届出た電話番号で接続する端末機を使用して送信してください。
- 振込・振替サービス『登録方式』及び振込・振替サービス『都度指定方式』の場合、入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行の本支店にある場合、または異なる名義の場合及び入金指定口座が他行にある場合は「振込」として取扱います。
  - 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

## 2.（振込・振替または照会の受付等）

- 振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』により、振込または振替を依頼する場合、もしくは照会サービスを利用する場合は、当行が定めた番号の電話あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を占有管理する端末により操作してください。
- 当行で受信した支払指定口座または照会口座の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号及び占有管理する端末の電話番号が、あらかじめ依頼人より届出の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号及び占有管理する端末の電話番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。ただし、承認暗証番号を利用する場合は占有管理する端末の電話番号の一致の確認を行いません。
- 振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』におけるご依頼の内容については、当行が1件毎に振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- 振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』におけるご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額と次条の振込手数料の合計額を引落しうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- 支払指定口座からの資金の引落しは、「普通預金規定」（「総合口座取引規定」を含みます）「通知預金規定」「貯蓄預金規定」「当座勘定規定」または「ビジネスカードローン当座貸越契約書」にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方式により取扱います。
- この取扱いによる1回あたり及び1日あたりの振込金額および振替金額の限度は、依頼人があらかじめ当行に届出した金額の範囲内とします。また、振込・振替および照会サービスの利用時間は、当行が定めた時間内とします。
- 以下の各号に該当する場合、振込および振替のお取扱いはできません。
  - 受付時に、振込金額または振替金額と次条の振込手数料金額との合計額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）（以下「支払可能金額」といひます）をこえるとき。
  - 支払指定口座が解約済のとき。
  - 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行なったとき。
  - 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いあるいは入金を不適当と認めたとき。
  - 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき。
- 振込指定日を指定した振込・振替サービスの依頼をした場合に振込指定日の当行営業開始時において、振込資金が支払可能金額（ただし、振込資金以外に他の引落しがある場合は、その引落しの順序は当行所定の方法によるものとし、その結果振込資金の引落しに優先して他の引落しがある場合はその引落し後の金額）をこえるとき当行は依頼人に通知を行なうことなく当該振込依頼はなかったものとします。
- 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。また、振込取引において入金指定口座または都度入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。
- 振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』において振込指定日を指定した振込依頼を行なった場合には振込指定日の当行所定の時限まで取消が可能です。依頼人の占有管理する端末で取消依頼を行なってください。

## 3.（手数料等）

- パソコンバンクサービス（アンサー型）利用に際しては、毎月当行所定の月間基本手数料およびこれにかかる消費税（以下「月間基本手数料」といひます）を支払ってください。月間基本手数料は月間の利用日数にかかわらず1ヶ月分全額を申し受けます。
- 月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の振替日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。
- 第7条により解約する場合、解約日が前項の当行所定の振替日より前の場合は前月分および解約月の月間基本手数料を、また解約日が前項の当行所定の振替日以降の場合は解約月の月間基本手数料を解約日に申し受けることとします。
- 振込の場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。
- 第2条第9項により「組戻し」の取扱いをした場合には、当行所定の「組戻手数料」を支払ってください。

## 4.（取引内容の確認）

- 振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』での取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳・通知預金通帳・貯蓄預金通帳・定期預金通帳等への記入、または当座勘定照合表により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

## 5. (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』において、当行が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際もしくは照会依頼の受付の際、送信された支払指定口座または照会口座の店番号・科目コードと口座番号および暗証番号と届出の店番号・科目コードと口座番号および暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき、当行の責によらない不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

## 6. (届出事項の変更等)

- (1) 暗証番号・指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) なお、暗証番号を失念した場合も6. (1)同様のお届けが必要となります。

## 7. (解約・一時停止等)

- (1) 任意解約  
本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面により行うものとします。なお、解約の届出は、当行の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 解約の通知  
当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出住所等に解約する旨を通知することにより行います。当行が解約の通知を届出住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかった時、または延着した時は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 照会口座・支払指定口座の解約  
照会口座・支払指定口座が解約された場合は、当該口座は本サービスから削除されたものとみなします。また、お申込口座（代表口座）が解約された場合は、本サービスはすべて解約されたものとみなし、当行は契約者への通知なしにこの契約を解約できるものとします。
- (4) 強制解約  
契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく、いつでも本サービスを解約できるものとします。
  - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあったとき。あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき。
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
  - ④ 当行に支払うべき所定の手数料を支払わなかったとき。
  - ⑤ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。
  - ⑥ 相続の開始があったとき。
  - ⑦ 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出したことが判明したとき。
  - ⑧ 本規定に違反する等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
- (5) 処理未了の取引  
この契約が解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
- (6) 一時停止  
当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

## 8. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、「普通預金規定」（「総合口座取引規定」を含みます）「通知預金規定」「貯蓄預金規定」「定期預金規定」「積立式定期預金規定」「積立定期預金規定」「納税準備預金規定」「当座勘定規定」および「当座貸越約定書」「ビジネスカードローン当座貸越契約書」により取扱います。

## 9. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## VALUX 接続を利用する場合の特約

### 10. (本特約規定の適用範囲)

依頼人が、本サービスの VALUX 接続を利用する場合は、1. から9. までの規定のほか、11. も適用します。

### 11. (VALUX 接続の利用)

- (1) VALUX 接続を利用する場合、依頼人は別途株式会社 NTT データ（以下 NTT データといいます）が提供する VALUX を契約し、利用することとします。
- (2) 当行は、依頼人の認証にあたり、NTT データから通知された VALUX の接続 ID を使用します。依頼人は VALUX の接続 ID を申込書により事前に当行に届けることとします。また VALUX の接続 ID の取扱方法については、NTT データの定めによることとします。
- (3) 振込・振替サービス『登録方式』または振込・振替サービス『都度指定方式』により、振込もしくは振替を依頼する場合、もしくは照会サービスを利用する場合は、1. (4)に定めた「当行に届出た電話番号で接続する端末機」の代わりに「当行に届出た VALUX の接続 ID で接続するパソコン」を使用して、2. (1)に定めた「当行が定めた番号の電話あて」の代わりに、「NTT データの VALUX あて」に送信することとします。
- (4) 当行は依頼人の意思確認方法として2. (2)に定める「占有管理する端末の電話番号」の代わりに、VALUX の接続 ID を使用することとします。

以上

# 北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）申込書兼手数料口座振替依頼書

北洋銀行 \_\_\_\_\_ 支店 御中

**見本**

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

北洋銀行パソコンバンクサービス（アンサー型）について別紙規定を承諾のうえ、以下のとおり申し込みます。

おとこ 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (TEL 011-123-4567)

札幌市中央区大通西〇丁目〇〇番地

お申込み口座印

おなまえ 株式会社 北洋商事  
代表取締役 北洋 太郎

届印

解約の場合は「2.お申込み口座」までご記入ください

変更する場合は「2.お申込み口座」および変更になる項目のみご記入ください

1. お申込み区分

<input checked="" type="radio"/> 新規	<input type="radio"/> 変更	<input type="radio"/> 解約	照会口座	照会口座	支払口座	支払口座
			除	除	追加	削除

お申込する取引店にお持ちの口座をご記入願います

お申込み口座お届印をご捺印ください

2. お申込み口座

預金種類	口座番号
<input checked="" type="radio"/> 1 普通	1 2 3 4 5 6 7
<input type="radio"/> 2 当座	

※お申込み口座… 照会サービス口座兼 振込・振替サービス支払指定口座  
月間基本手数料のご決済口座をご記入ください

3. 手数料決済口座

店番号	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
0 2 8	<input checked="" type="radio"/> 1 普通	1 2 3 4 5 6 7	株式会社 北洋商事 代表取締役 北洋 太郎	<input checked="" type="radio"/> 届印	
	<input type="radio"/> 2 当座				

4. 照会サービス追加口座

店番号	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
0 2 8	<input type="radio"/> 1 普通 <input checked="" type="radio"/> 2 当座 4 通知	2 3 4 5 6 7 8	株式会社 北洋商事 代表取締役 北洋 太郎	<input checked="" type="radio"/> 届印	
店番号	預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
	<input type="radio"/> 1 普通 <input type="radio"/> 2 当座 4 通知				

5. サービス種類  
(要・否に)  
○印を記入  
※複数可

照会サービス	振込・振替	振込都度方式
(要)	<input checked="" type="radio"/> 1 要 <input type="radio"/> 0 否	<input checked="" type="radio"/> 1 要 <input type="radio"/> 0 否

※照会サービス…残高照会・入出金明細・振込入金明細

VALUX(インターネット)利用する場合は VALUX接続に○をしてください

6. サービス開始日

和暦 年 月 日 (申込日の翌営業日以降の日を記入してください)

〇 〇 〇 〇 〇

7. 接続方法

VALUX接続  
 電話回線接続

8. 接続ID

(利用者端末番号)

接続ID (利用者端末番号)

市外局番	局番	番
〇 〇 〇 1 1	1 1 1 1 1	1

VALUX接続をご利用の場合はここにNTTデータから交付された接続ID(利用者端末番号)をご記入ください(市外局番に000を記入し、残り7桁を局番・番号に記入してください)

9. 承認暗証番号利用

〇 無  
 1 有

10. 利用限度額

1回あたり(登録方式・都度方式) 1 0 0 0 0 千円

振込利用限度額(1回あたり)をご指定の場合にご記入ください(上限は9,999,999千円となります)

11. 振込・振替サービス

追加支払指定口座

預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
<input checked="" type="radio"/> 1 普通 <input type="radio"/> 2 当座 4 通知	3 4 5 6 7 8 9	株式会社 北洋商事 代表取締役 北洋 太郎	<input checked="" type="radio"/> 届印	
預金種類	口座番号	口座名義	お届印	印鑑照合
<input type="radio"/> 1 普通 <input type="radio"/> 2 当座 4 通知				

※入金指定口座は別用紙にてお届けください

書式集 081580 (2023.07)

切り取り線

サービスの種類で、振込都度指定方式「要」とした場合のみご記入ください

12. 暗証番号

① 暗証番号 照会用 1 2 3 4

② 暗証番号 振込・振替用 2 3 4 5

③ 暗証番号 振込都度確認用 3 4 5 6

※生年月日・電話番号・同一数字4桁はお避けください